

ギフチョウ保護巡回！「ご苦労さま」

「ひるがの地内ギフチョウの保護巡回」を大変お忙しい中、5月22日(金)～22日(木)と5月30日(金)～6月5日(木)の2週間延べ29名の会員の皆様のご協力が無事終了することができました。また、5月23日～29日と6月6日～12日の2週間は観光協会ひるがの支部の皆様のご協力を得ました。ご協力本当に有り難うございました。保護巡回中に気なる事件(記録)がありましたので、会員の皆様にお知らせし、天然記念物保護の大切さをご理解願いたいと思います。

平成26年5月23日午前11時「ギフチョウ捕獲者」5人発見

- ・捕獲者がひるがの支部の巡回当番の女性二人の忠告を全く耳に聞き入れない様子なので、応援依頼が高鷲振興事務所へ入る。藪島修氏と山下副会長が現場へ急行する。
- ・電話のとおりカマスの別荘地内で捕獲者2人を発見、注意をする。
- ・すると、捕獲者から早く条例を作れと反対に意見される。自分たちは「ギフチョウの研究をしていて10羽欲しい。それ以上捕獲しない。条例にに基づく許可はいただけるはずだ」と強気の発言で攻め寄る。
- ・2人に対して話をしている所へ、榊原氏、山下誠氏、ひるがの地内の別荘住人2人が加わり、計5人で注意を行った。
- ・「ギフチョウを護ることを、地区を上げて取り組んでいる」ことを十分アピールできた。
- ・捕獲者の一人も水沼氏は昆虫ハンター、他の一人の伊藤氏は「清見村のギフチョウを守る会」会員である。他に県内の男女3人がいた。
- ・メスが卵を持っている時季の天気の良い日2～3日を、ポイントを絞って捕獲に来ている。

ギフチョウの保護条例を制定している市町村

揖斐川町ギフチョウ保護条例、揖斐川町ギフチョウ保護規則、
高山市の緑を守り育てる条例
浜松市ギフチョウ保護に関する条例、浜松市ギフチョウの保護に関する条例施行規則

ギフチョウを天然記念物としている岐阜県内の市町

郡上市、高山市、下呂市、飛騨市、山県市、揖斐川町、等

ギフチョウは国際自然保護連合から準絶滅危惧種に指定

また、環境省から絶滅危惧Ⅱ類に指定、
東京都や和歌山県では絶滅
岐阜県・愛知県・長野県など11県でも準絶滅危惧に指定

ギフチョウの生態と保護

ギフチョウは、チョウ目・アゲハチョウ科・ウスバアゲハ亜科ギフチョウ属に分類されるチョウの一種である。日本の本州の里山に生息するチョウで、成虫は春に発生する。近年、里山の放棄、開発などにより個体数の減少が著しい。(ウキペディアより)

特徴

成虫の前翅長は3～3.5cm、開長は4.8～6.5cmほどで、翅は黄白色と黒の縦縞模様で、後翅の外側には青や橙、赤色の斑紋が並ぶ。さらに後翅には尾状突起を持っている。雄と雌の外観の差異は少なく、若干雌が大きい。近縁種のヒメギフチョウとよく似ているが、ギフチョウは前翅のいちばん外側に並ぶ黄白色の斑紋が、一番上の一つだけが内側にずれている。また、尾状突起が長く、先が円いことなども区別点となる。

日本の固有種で、本州の秋田県南部の鳥海山北麓から山口県中部にいたる26都府県に分布する。分布域によって色柄などの地理的変異が見られる。

下草の少ない落葉広葉樹林に生息し、成虫は年に一度だけ、3月下旬～6月中旬に発生する。ただし発生時期はその年の残雪の量に左右される。雄は雌よりも1週間ほど早く発生する。カタクリ、ショウジョウバカマ、スマレ類、サクラ類などの花を訪れ吸蜜する。黄色花にはほとんど集まらない。ギフチョウの雄は交尾の際、特殊な粘液を分泌して雌の腹部の先に塗りつける習性がある。



ヒメカンアオイ

幼虫の食草はウマノスズクサ科カンアオイ属のミヤコカンアオイとヒメカンアオイなどで、卵もこれらの食草に産みつけられる。卵の直径は1mmほどである。真珠のような卵から孵化した幼虫は黒い毛虫で、孵化後しばらくは集団生活をして育つ。4回脱皮した終齢幼虫は体長35cmほどに成長し、夏には成熟して地表に降り、落葉の裏で蛹となる。蛹の体調はだいたい2cmぐらいである。蛹の期間が約10ヶ月と非常に長いのが特徴で、そのまま越冬して春まで過ごす。

保護と問題点

ギフチョウは、日本産のチョウの中でも保護活動が盛んに行われている種類で、自然保護団体が率先してギフチョウ保護に乗り出し、それをマスコミが煽り立てる構図から日本の春を席卷してきた。行政側も相乗りし、保護条例を盛んに作っている。ギフチョウは手付かずの原生林でなく、里山に多い。そのため保護区では、利用されなくなった落葉広葉樹林の草刈りや枝打ち、落ち葉のかき集めなどを行ってギフチョウの生息環境を維持している。保護区を設けて愛好者を閉め出しながら、一方ではゴルフ場やスキー場・道路建設のために、環境を根こそぎ変えてしまうようなことも平然と行われている。また、指定はしたものの看板一つ立てただけで他の保護対策は何一つ実施されていない場所もある。加えて宅地造成地など他の経済的事由により土地改変が行われることも多い。十分な保護対策には地元のボランティアや専門家、愛好者などによる保護活動への参画・モニタリング等が必要であると共に、予算・人手・知識の面から行政の対策も必要である。

また、減少したギフチョウを増やすために他地域からの移入を行うことが計画される場合もある。しかし、このようなことを行えば、メダカのように遺伝し汚染を起すことになり、厳に慎まなければいけない。安易な考えは生物保護活動には大きな問題を生む。